

【 黒潮町営住宅入居者募集要領 】

1. 場 所 黒潮町入野 3 1 3 番地【東浜田改良住宅（応能応益）】
2. 種 別 公営住宅 耐火構造 2 階建（4DK）
3. 募集戸数 一般世帯用 1 戸 5 号
4. 家 賃 応能応益とし、所得金額により異なります。※別途共益費がかかります。
(令和 8 年度：16,000 円～23,800 円 まで)
※「応能応益」とは、入居者の収入（応能）と、
住宅の規模・立地等（応益）により家賃が設定されることを言います。

5. 敷 金 家賃の 3 カ月分

6. 入居資格 下記要件に該当する方

(1) 世帯の所得が、次のイ、ロに掲げる金額を超えないこと。

(イ) 下記 (ロ) 以外の世帯については、114,000 円。

(ロ) 下記①から⑦に該当する世帯については、158,000 円。

- ①入居者又は同居者が障がい者である場合。(障がいの程度の基準あり)
②入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる場合。(障がいの程度の基準あり)
③入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受けている方がいる場合。(基準あり)
④入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる場合。
⑤入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合。
⑥入居者が 60 歳以上の方であり、かつ同居者がいる場合は、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である場合。
※年齢については申込年の 4 月 1 日時点。
⑦同居者に小学校就学に達するまでの方がいる場合。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな方。

(3) 税及び水道料等を滞納していないこと。

※①、②、③に該当する世帯の方は、それぞれ細かな基準がありますので、詳細については、お問い合わせください。

※所得については、入居申込者及び同居親族の過去 1 年間の総所得金額から扶養親族 1 人につき 380,000 円、及びその他の控除額の控除後の金額を 12 で除した月額。

※申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

7. 入居者の選考方法 黒潮町営住宅入居者選考基準に準ずる。

8. 入居許可申請書の配布及び受付場所

黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係 電話：(0880) 43-2115

〃 佐賀支所 建設課 土木係 電話：(0880) 55-3700

8. 入居許可申請書の配布及び受付場所

黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係

電話：(0880) 43-2115

〃 佐賀支所 建設課 土木係

電話：(0880) 55-3700

9. 申込受付期間

入居者が決定するまで、随時受付をしております。

(午前8時30分から午後5時15分まで)

※但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。

10. 申込方法

『町営住宅入居申込書』1部及び住民票、所得証明書、納税証明書、水道料・保育料等に滞納が無いことを証明する書類、その他必要な書類

※詳しくは、別紙『申込に必要な書類』をご確認ください。

11. その他

- (1) 手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。
- (2) 申込みにあたっては入居申請者（代理人の場合は委任状が必要です）が、直接お越しください。郵送等による申込は受付いたしません。
- (3) 1回の公募につき、一の世帯は複数の申込をすることができません。
- (4) 入居決定後に誓約書をご提出いただきます。その際に緊急連絡先の届け出をお願いします。(誓約書については、入居決定後に改めてご連絡します。)
- (5) 町営住宅でテレビの視聴をされる際は、黒潮町光ネットワークに加入をお願いしています。視聴される場合は月額使用料のお支払いが必要です。
なお、光ネットを利用したインターネットを使用する場合は、別途費用がかかります。

選考は黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例により次のとおり行います。

- 町長は、入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、申請書に基づき住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に入居者を決定します。
- 住宅に困窮する度合いの判定の基準は、町長が黒潮町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて決定をします。
- 住宅に困窮する度合いの順位の設定難しい入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定する場合があります。
- 入居可否の結果は申込者全員に通知いたしますが、選考内容はプライバシーに関する問題の為、お知らせすることができません。

【 お問い合わせ 】

■ 黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係

電話：(0880) 43-2115

■ 〃 佐賀支所 建設課 土木係

電話：(0880) 55-3700

9. 申込受付期間

入居者が決定するまで、随時受付をしております。

(午前8時30分から午後5時15分まで)

※但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。

10. 申込方法

『町営住宅入居申込書』1部及び住民票、所得証明書、納税証明書、水道料・保育料等に滞納が無いことを証明する書類、その他必要な書類

※詳しくは、別紙『申込に必要な書類』をご確認ください。

11. その他

- (1) 手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。
- (2) 申込みにあたっては入居申請者(代理人の場合は委任状が必要です)が、直接お越しください。郵送等による申込は受付いたしません。
- (3) 1回の公募につき、一の世帯は複数の申込をすることができません。
- (4) 入居決定後に誓約書をご提出いただきます。その際に緊急連絡先の届け出をお願いします。(誓約書については、入居決定後に改めてご連絡します。)
- (5) 町営住宅でテレビの視聴をされる際は、黒潮町光ネットワークに加入をお願いしています。視聴される場合は月額使用料のお支払いが必要です。
なお、光ネットワークを利用したインターネットを使用する場合は、別途費用がかかります。

選考は黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例により次のとおり行います。

- 町長は、入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、申請書に基づき住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に入居者を決定します。
- 住宅に困窮する度合いの判定の基準は、町長が黒潮町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて決定をします。
- 住宅に困窮する度合いの順位の設定難しい入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定する場合があります。
- 入居可否の結果は申込者全員に通知いたしますが、選考内容はプライバシーに関する問題の為、お知らせすることができません。

【 お問い合わせ 】

- 黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係 電話：(0880) 43-2115
- " 佐賀支所 建設課 土木係 電話：(0880) 55-3700

■ 申込に必要な書類

必
須

- (1) 町営住宅入居申込書
 - ・別紙の「住宅困窮理由」には、両親・親族の住居に住めないかどうかについても必ず記載し、別紙の「同意書」には記名・押印をお願いします。
- (2) 住民票
 - ・続柄、本籍等を省略していないもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員のものがが必要です。(婚約者も同様です)
 - 別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍、又は住民票が必要です。
- (3) 所得証明書 ※申請時点で最新の所得証明書
 - ・1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。(認印と手数料が必要です)
 - ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の所得証明書が必要です。(扶養親族等省略していないもの)
 - ・収入がない場合も必要です。
- (4) 納税証明書(税を滞納していないことがわかる証明書)
 - ・本庁住民課、佐賀支所地域住民課で発行しています。(認印と手数料が必要です)
 - ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。
- (5) 水道料金納付証明書、保育料金納付証明書、介護保険料納付証明書、住宅新築資金納付証明書、奨学資金等納付証明書
 - ・所定の用紙にて、本庁まちづくり課、佐賀支所建設課で証明を受けてください。(認印と手数料が必要です)
- (6) 身体障害者手帳
 - ・身体障がい者の方については、手帳を提示してください。
- (7) 家賃領収書
 - ・借家にお住まいの方は、直近6カ月分の領収書を提出してください。
- (8) 婚約者の証明
 - ・親類等による婚約予定の証明書(様式は自由です)、結婚式場の予約証明書等の写しのいずれか
- (9) 勤務先の収入証明
 - ・令和7年1月2日以降、申請時点までの間に勤務先を変更された方は、現在の勤務先から支給された給与の明細を申請書に記入し、勤務先の証明印を押印してください。
- (10) 公的年金の支給額が分かる書類
 - ・令和8年から公的年金を支給されている方については、令和7年分の支給額が分かる書類。
- (11) 離職票または雇用保険受給資格者証
 - ・令和7年12月31日まで給与所得者で、申請時点で離職されている方は提出してください。
- (12) 申込書中の「住宅困窮理由」が1、2、5、7、9、10に該当する場合は、その理由を証明する書類を添付してください。添付がないと理由になりません。
(1, 2, 5に該当される方は、現在の状況が確認できる写真を必ず添付してください)
- (13) その他
 - ・必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

該
当
す
る
場
合
に
ご
用
意
く
だ
さ
い

所得要件について

募集要領の『6. 入居資格』にある所得要件は下記のとおりになります。

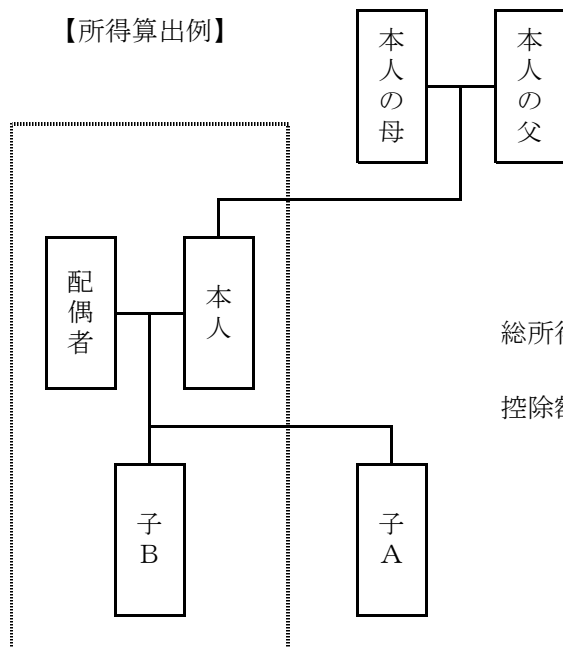
(入居申請者および同居者の総所得金額－控除額合計金額) ÷ 12 = 114,000円以下であること。

※要件に該当する場合は158,000円以下になります。

- 所得については、所得証明から算定します。ただし、年の途中で就職等された方は、毎月の平均収入から1年間の推定所得を算定します。また、裏面の(9)～(11)に該当する場合は該当する書類等に基づき所得を算定します。
- 控除額については、下記の表から該当するものを計算します。

控除の種類	控除金額	控 除 の 内 容
親族控除	380,000	同居者、控除対象配偶者、扶養親族
基礎控除	100,000	給与所得または公的年金等に係る雑所得をあるとき
老人扶養控除	100,000	老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるとき (70歳以上)
特定扶養控除	250,000	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方がいるとき
障害者控除	270,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に障がい者がいるとき
特別障害者控除	400,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に特別障がい者がいるとき
寡婦控除	270,000	本人または同居者で次のすべてに該当するとき ア. 夫と離婚してから婚姻をしていない イ. 扶養家族をいいる ウ. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいない エ. 所得金額が500万円以下である ※所得金額が27万円未満のときはその額を控除
ひとり親控除	350,000	本人または同居者で次のすべてに該当するとき ア. 夫または妻と死別もしくは離婚してから婚姻をしていないか夫または妻の生死が不明である イ. 生計を一にする子がいる ウ. 所得金額が500万円以下である ※所得金額が35万円未満のときはその額を控除

【所得算出例】



- 本人、配偶者、子Bは同居しており本人が入居の申請をするものとする。(点線内)
- 本人の所得は300万円、配偶者の所得は100万円とする。子Bに所得はない。
- 本人は本人の父、母、子A、Bを扶養しており父は75歳、母は障がいがあり(障害者手帳3級)子Aは20歳である。

総所得金額・・・300万円+100万円=400万円


控除額合計金額・・・親族控除38万円×5人=190万円
基礎控除10万円×2人=20万円
老人扶養控除10万円×1人=10万円
障害者控除27万円×1人=27万円
特定扶養控除25万円×1人=25万円
控除額合計272万円

(400万円－272万円) ÷ 12カ月 = 106,666円

(158,000円以下となり所得要件に該当。)

様式第2号(第2条関係)

町営改良住宅入居許可申請書							
住 所							
ふ り が な 氏 名							
勤 務 先		電 話					
勤務先の所在地							
入居する家族及び同居人	続 柄	氏 名 ----- 個 人 番 号	年 齢	生年月日	勤務先	平均収入 月 額	摘 要
	1	申請者		・ ・			
	2			・ ・			
	3			・ ・			
	4			・ ・			
	5			・ ・			
	6			・ ・			
	7			・ ・			
現住居の状況	区 分	自 家 借 家 間 借 同 居 その他					
	住 宅 の 使用状況	建物の種類	部 屋 数	左の内訳	1人当りの 畳 数	破 損 度	
		住宅 { 平屋建 階上 階下 2階建	室	畳 室	畳	畳	大 破
				畳 室			中 破
	非住宅	室	畳 室	畳	無		
	設 備 の 状 況	通勤先への 通勤状況		自宅から勤務先 までの所要時間			時 間 分
	水道(井戸)	共同 専用	家主の住所				
炊 事 場	共同 専用	氏 名					
便 所	共同 専用	家賃又は間代		1箇月	円		

住宅に困窮している状況及び 住宅を必要とする理由	申 請 事 由		左の事項に対する詳細な理由
	1	住宅以外の建物又は場所に住んでいる。	
	2	住宅がないため、他の世帯と同居し、生活上不便である。	
	3	住宅がないため、家族と同居することができない。	
	4	住宅が狭く、衛生上又は風致上不適当な居住状態である。	
	5	立退を要求されている。	
	6	勤務場所が遠い。	
	7	収入に較べて過大な家賃を支払っている。	
	8	近く結婚の予定である。	
	9	その他住宅に困っている。	
現住所の略図			
<p>上記のとおりであるから、町営改良住宅の入居を許可していただきたく申請します。なお、この記載内容が実態に相違するときは、申請に関する一切の権利を放棄することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (申請者氏名は、自署又は記名押印)</p> <p>黒潮町長 様</p>			
<p>記載上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本申請には世帯の住民票(謄本)、給与所得証明書又は所得金額の証明する書類及び同意書(様式第1号別紙)を添付すること。 2 現住居の状況欄中、非住宅とは、物置、倉庫、小屋等本来の住宅でないものをいう。 3 破損度欄中大破とは基礎、柱、鴨居、屋根等が大いに破損している状況をいい、小破とは、畳、窓わく等の小破損をいい、中破とは、その中間をいう。 4 現住居の状況、住宅に困窮している状況及び住宅を必要とする理由欄はそれぞれ該当事項に○印を付すること。 			

別紙

同意書

年 月 日

黒潮町長 様

申込者 住所

氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

私は、町営住宅への入居に当たり、私を含め入居しようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、黒潮町長が中村警察署長に対して照会することに同意します。

水道、保育、介護、住宅新築資金、奨学資金、光ネット、給食費等納付証明申請書

黒潮町営住宅入居申請手続きに必要なため、下記の者の水道料金、保育料金、介護保険料金、住宅新築資金、奨学資金、光ネット使用料、給食費等の納付について黒潮町役場本庁まちづくり課住宅係または佐賀支所建設課土木係が確認することに同意いたしますので、一括証明くださるようお願いします。

氏名	住所	生年月日

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

水道、保育、介護、住宅新築資金、奨学資金、光ネット、給食費等納付証明書

上記の者について、納入すべき水道料金、保育料金、介護保険料金、住宅新築資金、奨学資金、光ネット使用料、給食費等の滞納がないことを証明します。

年 月 日

黒潮町長 大西勝也

委 任 状

- 1.場 所
- 2.種 別
- 3.募集戸数 一般 1戸

上記の黒潮町営住宅入居申請手続きについて、下記の者を代理人として定め、入居申請手続きに関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

代理人住所

代理人氏名

(氏名は、自署又は記名押印)